

公費負担限度額の引上げと影響額（候補者一人当たり）

	引上げ前	引上げ後	引上げ額	影響額
選挙運動用自動車の使用	自動車借入	15,800円/日	16,100円/日	300円/日 300円×7日=2,100円
	燃料供給	7,560円/日	7,700円/日	140円/日 140円×7日=980円
選挙運動用ビラの作成	7円51銭/枚	7円73銭/枚	22銭/枚	市長選 22銭×16,000枚=3,520円 市議選 22銭×4,000枚=880円
選挙運動用ポスターの作成	525円06銭/枚 企画費310,500円	541円31銭/枚 企画費316,250円	33円/枚 ※337枚の場合	33円×337枚=11,121円

ひたちなか市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

1 改正理由

国家公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の改正に伴い、令和4年10月1日から、育児休業の取得の緩和等に係る措置が実施されます。地方公務員についても、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、育児休業の取得回数の制限が緩和されることとなります。

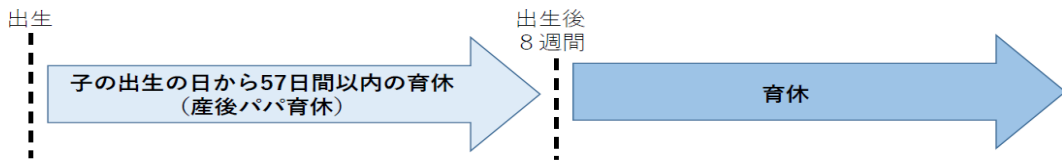
本市においても、育児休業の取得の緩和等について国家公務員と同様の措置を講じるため、所要の改正を行うものです。

(参考)

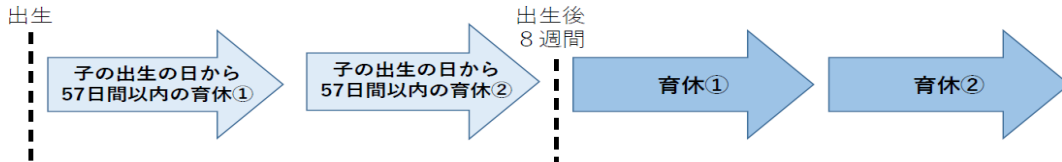
育児休業の取得回数制限の緩和【地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正】

- ・ 育児休業を原則2回まで（現行：原則1回まで）取得可能とする。
- ・ 上記育児休業とは別に、子の出生日から57日間以内に育児休業を2回まで（現行：1回まで）取得可能とする。

【現行（原則1回、子の出生の日から57日間以内の育児休業1回）】



【改正後（原則2回、子の出生の日から57日間以内の育児休業2回）】



2 市条例の主な改正内容

(1) 非常勤職員の子の出生日から57日間以内の育児休業における取得要件の緩和

【第2条第3号】

- ・ 非常勤職員の子の出生日から「子が1歳6か月に達する日までに任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないこと」の取得要件について、「子の出生日後57日間から6月を経過する日まで」に緩和する。

(2) 非常勤職員の子の1歳以降における育児休業の取得の柔軟化

【第2条の3第3号】

- ・ 非常勤職員の子の1歳から1歳6か月の期間に育児休業を取得する場合、「子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする」の取得要件について、「当該非常勤職員の配偶者が子の1歳到達日の翌日以降、育児休業をする場合にあっては、当該育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日」を育児休業の期間の初日とすることを加えることにより、非常勤職員が子の1歳到達日の翌日からでなくても育児休業の取得を可能とする。

3 施行日

令和4年10月1日

議案第80号

ひたちなか市市税条例等の一部を改正する条例制定について
 (令和4年度税制改正)

地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)の公布に伴い、ひたちなか市市税条例等の一部を改正いたします。主な改正につきましては、次のとおりです。

主な改正点

個人住民税

(1) 住宅ローン控除の見直しに係る個人住民税の対応

所得税において、住宅ローン控除制度の見直し(期限の延長等)が行われたことに伴い、所得税から控除しきれなかった額がある場合には、引き続き、控除限度額の範囲内において個人住民税額から控除できるようにするものです。

なお、個人住民税における控除限度額については、消費税率引上げによる需要平準化対策が終了したことから、所得税の課税総所得金額等の7%(最高13.65万円)から5%(最高9.75万円)に引下がります。

- ・市税条例改正箇所：付則第8条の3の2第1項、付則第24条の4
- ・令和5年1月1日施行

住宅ローン控除の見直し

財務省資料

- 住宅ローン控除の適用期限を4年延長(令和7年12月31日までに入居した者が対象)
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた措置
 - 省エネ性能等の高い認定住宅等(注1)につき、新築住宅等・既存住宅ともに、借入限度額を上乗せ
 - ※ 消費税率引上げに伴う反動減対策としての借入限度額の上乗せ措置は終了
 - 令和6年以降に建築確認を受けた新築住宅につき、省エネ基準への適合を要件化
- 会計検査院の指摘への対応と当面の経済状況を踏まえた措置等
 - 会計検査院の指摘への対応として控除率を0.7%(現行：1%)としつつ、新築住宅等につき控除期間を13年(現行：10年)へと上乗せ(注2)
 - 住宅ローン控除の適用対象者の所得要件は合計所得金額2,000万円以下(現行：3,000万円以下)とする
 - 合計所得金額1,000万円以下の者につき、令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅の床面積要件を40㎡以上に緩和

《個人住民税における控除限度額》

入居年	現行制度 平成26年4月～令和3年12月	改正(案) 令和4年～令和7年
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円)	所得税の課税総所得金額等の5% (最高9.75万円)

(注) 平成26年4月～令和3年12月までの欄の金額は、住宅に係る消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額。

※住宅ローン控除による個人住民税の減収額は、地方特例交付金により全額補填されます。

(2) 上場株式等の配当所得等に係る申告方法について

上場株式等の配当所得及び譲渡所得（源泉徴収を選択した特定口座分）については、その支払いを行う者（証券会社等）が、所得税及び個人住民税をあらかじめ源泉徴収（天引き）するため、改めて申告する必要はありません。

ただし、その際の税額計算では、税額控除等が適用されませんので、それらを適用させたい場合には、「総合課税」または「申告分離課税」を選択して申告することができます。

申告する場合、現行制度においては、所得税と個人住民税で異なる申告方法の選択が可能となっているところですが、今回の改正では、所得税と個人住民税の関係性や公平性の観点を踏まえ、所得税と個人住民税の申告方法を一致（異なる申告方法の選択は不可）させる改正を行うものです。

- ・ 市税条例改正箇所：第33条第4項・第6項，第34条の9第1項・第2項
付則第17条の3第2項，付則第21条の2第4項，
付則第21条の3第4項・第6項
- ・ 令和6年1月1日施行

令和4年9月定例会 契約議案（工事）

（単位：円）

契約の件名 （仮契約日・契約期間）	設計金額 （税込）					予定価格 （税込）	契約金額 （税込）	契約者	
	直接工事費 (a)	諸経費等 (b)	工事価格 (c) (a)+(b) 端数切捨	消費税 (c)*10%	代表構成員 の出資比率			それ以外 の出資比率	
ひたちなか市デジタル同報系防災行政無線設備整備工事 （令和4年7月29日・令和8年3月15日まで）	1,463,000,000	1,113,574,276	216,425,724	1,330,000,000	133,000,000	1,463,000,000	1,347,500,000	日立国際電気・日興システック特定建設工事共同企業体 （株）日立国際電気 70%	日興システック（株） 30%
文化会館屋上防水・外壁改修工事 （令和4年7月14日・令和5年6月24日まで）	321,937,000	250,096,424	42,573,576	292,670,000	29,267,000	321,937,000	321,145,000	マスダ・矢口特定建設工事共同企業体 （株）マスダ塗装店 70%	（株）矢口 30%

※契約期間の始期は議会議決の翌日となります。

No. 2

令和4年9月14日

総務生活委員会

令和4年9月定例会 契約議案（物品）

（単位：円）

契約の件名 （仮契約日・契約期間）	設計金額			予定価格 （税込）	契約金額 （税込）	契約者
	（税込）	設計金額 （税抜）	消費税 計*10%			
消防ポンプ自動車購入 （令和4年7月20日・令和5年3月31日まで）	44,935,000	40,850,000	4,085,000	44,110,000	43,560,000	ジーエムいちはら工業（株）

※契約期間の始期は議会議決の翌日となります。

人事委員会設置に関する請願書

紹介議員 打越浩



件名 人事委員会設置に関する請願書

趣旨 地方公務員法 第二章 人事機関 人事委員会又は公平委員会の設置が、第七条に規定されており、人口15万人未満が公平委員会であり、人口15万人以上は人事委員会設置が可能である。

ひたちなか市の人口が、15万人以上となり、人事委員会の設置を行うべきである。建築指導課も特定行政庁として、茨城県庁と同等の権限があるため、人事委員会を設置し、ひたちなか職員の質の向上を推し進めるべきである。

人事委員会は、公平委員会に対し、第八条 人事委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- 一 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
 - 二 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
 - 三 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
 - 四 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
 - 五 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
 - 六 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
 - 七 職員の給与がこの法律及びこれに基く条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- 上記が追加となり、ひたちなか市職員の意識向上を図ることとなり、市民に対する業務の質の向上となる。ひたちなか市民のために、人事委員会設置に関する罰則のある条例制定を求める。

上記のとおり請願書（陳述書）を提出します。

令和 4 年 2 月 23 日

請願者（代表） 住所 [REDACTED]

（陳述者） 氏名 [REDACTED] (他 18名)

ひたちなか市議会議長 大谷 隆 殿

地方公務員法の服務修得に関する請願書

紹介議員 打越浩 



件名 地方公務員法の服務修得に関する請願書

趣旨 ひたちなか市職員において、地方公務員法の服務を修得していない職員がいる。

地方公務員法は、地方公務員においての基本法である。しかし、殆どの職員が服務を修得していない。そこで、服務第6節の9条を修得するための条例を制定することを求める。

地方公務員法の服務は、「職員が仕事をするうえでの拠り所になる規定であり、難しいことは一切記載されていません。一見すると当り前のことを定めているが、住民のために職務を遂行する事の意義を改めて確認することが重要である。

(服務とは、服務に従事することで、修得とは、習い覚えて身につけること。)

地方公務員法 第三十二条

職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

服務は義務であり、理解した上での行動が前提となっていることを考えると、市民からの問に対し、回答できないことは取得していないこととなり、恥ずべきことである。

1. 服務の根本基準（法第30条）
2. 服務の宣誓（法第31条）
3. 法令等及び及び職務上の命令に従う義務（法第32条）
4. 信用失墜行為の禁止（法第33条）
5. 守秘義務（法第34条）
6. 職務に専念する義務（法第35条）
7. 政治的行為の制限（法第36条）
8. 争議行為等の禁止（法第37条）
9. 営利企業への従事等の制限（法第38条）

ひたちなか市役所職員は、上記を修得することにより、法令順守と市民への宣誓義務を履行することにより、市民の税金の無駄使いとなる行為が減ることとなるので、罰則のある条例制定を求める。

上記のとおり請願書（陳述書）を提出します。

令和 4 年 6 月 23 日

請願者（代表） 住所 [REDACTED]

(陳述者) 氏名 [REDACTED] (他 18名)

ひたちなか市議会議長 大谷 隆 殿

令和4年9月14日（水）

行政手続きのオンライン化 手続き別スケジュール（令和4年度）

No.	手続き名	担当課	オンライン手続き完了予定			備考
			済	9～12月	1～3月	
1	児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	子ども政策課	○			
2	児童手当等の額の改定の請求及び届出		○			
3	氏名変更/住所変更等の届出		○			
4	受給事由消滅の届出		○			
5	未支払の児童手当等の請求		○			
6	児童手当等に係る寄附の申出		○			
7	児童手当に係る寄附変更等の申出		○			
8	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出			○		
9	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出			○		
10	児童手当等の現況届				実施せず	法令により、R4年6月より提出省略としたため
11	児童扶養手当の現況届の事前送信		○			
12	支給認定の申請	幼児保育課			○	
13	保育施設等の利用申込				○	
14	保育施設等の現況届				○	
15	妊娠の届出	健康推進課	○			
16	要介護・要支援認定の申請	介護保険課		○		
17	要介護・要支援更新認定の申請			○		
18	要介護・要支援状態区分変更認定の申請			○		
19	居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出			○		
20	介護保険負担割合証の再交付申請			○		
21	被保険者証の再交付申請			○		
22	高額介護（予防）サービス費の支給申請			○		
23	介護保険負担限度額認定申請			○		
24	居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請			○		
25	居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請			○		
26	住所移転後の要介護・要支援認定申請		○			
27	罹災証明書の発行申請	生活安全課 市民課			○	
合 計			8	14	4	

ひたちなか市デジタル化推進

アクションプラン

【令和4年度～令和6年度】

Action Plan

令和4年7月

ひたちなか市

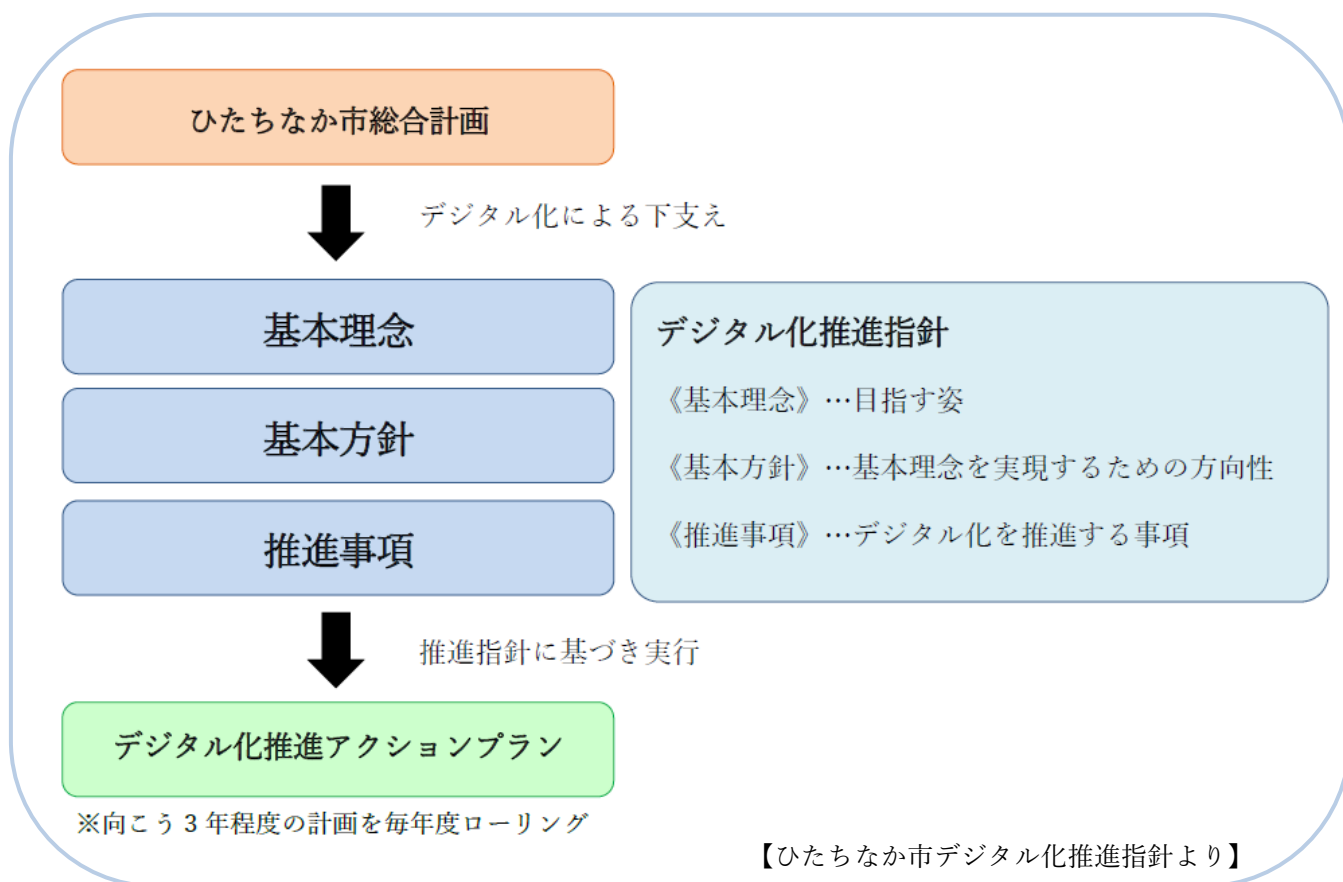
目次

1. 策定の目的	1
2. 計画期間	1
3. 体系図	2
4. 重点取組事項	
(1) 行政手続きのオンライン化	3
(2) A I ・ R P A の利用促進	3
5. 取組事項	
基本方針① 市民サービスのデジタル化	
1-1 行政手続きのオンライン化	4
1-2 マイナンバーカードの普及促進	4
1-3 B P R の取組の徹底	5
1-4 キャッシュレス決済の普及促進	5
2-1 市公式ウェブサイトの充実	6
2-2 S N S 等を活用した情報発信の充実	7
2-3 防災分野におけるデジタル技術を活用した情報伝達	7
2-4 デジタルを活用したシティプロモーション	8
2-5 デジタルの力で子育てをサポート	8
2-6 デジタルの力で高齢者の安全・安心を守る	9
基本方針② 地域のデジタル化	
1-1 デジタルインフラの有効活用	10
1-2 公共データの利用促進	10
1-3 公共施設の Wi-Fi 環境の整備	11
1-4 施設のオンライン配信環境整備	11
1-5 デジタル技術活用促進補助金	12
2-1 デジタルデバйд対策	12
2-2 自治会活動 I C T 化推進の支援	13
2-3 学校等における I C T 環境の整備と情報教育の充実	13
2-4 やさしい日本語における情報発信	14
基本方針③ 行政のデジタル化	
1-1 情報システムにおける標準化・共通化の推進	15
1-2 A I ・ R P A の利用促進	15
1-3 テレワークの推進	16
1-4 ペーパーレス化の推進	16
1-5 選挙事務のデジタル化	17
1-6 生活保護事務のデジタル化	17
1-7 議会のデジタル化	18
1-8 学童クラブ運営のデジタル化	18
1-9 下水道台帳等のデジタル化	19
基本方針④ 情報セキュリティ強靱化	
1-1 より強固な情報セキュリティシステムの構築	20
2-1 情報セキュリティポリシーの適時見直し	21
6. 用語解説	22

1. 策定の目的

「ひたちなか市デジタル化推進指針（令和4年2月策定）」では、基本理念として「いつでも・どこでも・安全に デジタルでつながる人とまち」を掲げ、その基本理念を達成するために「①市民サービスのデジタル化」「②地域のデジタル化」「③行政のデジタル化」「④情報セキュリティ強靱化」の4つの基本方針及び推進事項を定めています。

この基本方針及び推進事項を実現するための具体的な実行計画として、「ひたちなか市デジタル化推進アクションプラン（以下「アクションプラン」という）」を策定するものです。



2. 計画期間

令和4年度（2022年）から令和6年度（2024年）までの3年間

★★ アクションプランの計画期間 ★★

近年、インターネット環境の拡充やスマートフォンを始めとした情報通信機器の多様化、情報通信技術の飛躍的な発展などにより、情報化の進展は著しいものとなっています。こうした情報通信技術の動向や社会情勢の変化などに柔軟に対応するため、アクションプランは3年を計画期間とし、毎年度見直しを行うものとしています。

3. 体系図

基本理念	基本方針	推進事項	取組事項
いつでも・どこでも・安全に デジタルでつながる人とまち	①市民サービスのデジタル化	1. スマート行政	1. 行政手続きのオンライン化 【重点】 2. マイナンバーカードの普及促進 3. BPRの取組の徹底 4. キャッシュレス決済の普及促進
		2. ユーザー視点のデジタル化	1. 市公式ウェブサイトの充実 2. SNS等を活用した情報発信の充実 3. 防災分野におけるデジタル技術を活用した情報伝達 4. デジタルを活用したシティプロモーション 5. デジタルの力で子育てをサポート 6. デジタルの力で高齢者の安全・安心を守る
	②地域のデジタル化	1. デジタルでつながるまち	1. デジタルインフラの有効活用 2. オープンデータの推進 3. 公共施設のWi-Fi環境の整備 4. 施設のオンライン配信環境整備 【R4新規】 5. デジタル技術活用促進補助金 【R4新規】
		2. 人にやさしいデジタル化	1. デジタルデバйд対策 2. 自治会活動ICT化推進の支援 3. 学校等におけるICT環境の整備と情報教育の充実 4. やさしい日本語による情報発信
	③行政のデジタル化	1. 効率的・発展的な業務改革	1. 情報システムにおける標準化・共通化の推進 2. AI・RPAの利用促進 【重点】 3. テレワークの推進 4. ペーパーレス化の推進 5. 選挙事務のデジタル化 6. 生活保護事務のデジタル化 7. 議会のデジタル化 【R4新規】 8. 学童クラブ運営のデジタル化 9. 下水道台帳等のデジタル化
	④情報セキュリティ強靱化	1. 物理的・技術的セキュリティ	1. より強固な情報セキュリティシステムの構築
		2. 組織的・人的セキュリティ	1. 情報セキュリティポリシーの適時見直し

4. 重点取組事項

アクションプランの重点取組事項として、下記2点を位置づけます。

(1) 行政手続きのオンライン化

行政手続きのオンライン化は、市民が市役所に行かなくても手続きができる、24時間365日いつでも好きな時に手続きができるなど、市民が利便性の向上を実感することができる手続きであります。また、手続きによっては対面での手続きがなくなるなど、感染症対策の効果も見込まれます。

現状

【各種申請や届出】

市民は、行政手続きの多くを市役所に来庁して行っています。



目指すべき形

【行政手続きのオンライン化】

マイナポータルやいばらき電子申請・届出サービスなどを活用し、市民はいつでもオンラインで行政手続きを行えることを目指します。

(2) AI・RPAの利用促進

2025年度（令和7年度）を目標として、住民記録や税などの基幹系システムを国の標準仕様書に準拠したシステムへ移行（情報システムの標準化・共通化）することに伴い、業務プロセスの見直しが必要となってきています。これらに対応するため、単純事務作業を中心にAI・RPAを活用し業務を効率化することで、職員はより付加価値のある業務に専念できるようにして、高い水準の行政サービスを維持することを目指します。また、業務の効率化を進めることで、職員のワークライフバランスの改善や時間外勤務手当の削減も見込まれます。

現状

【定型的な業務】

各種申請書の入力など、職員が何度も同じ動作を繰り返すような定型的な作業の自動化が進んでいません。



目指すべき形

【AI・RPAの利用促進】

AIやRPAを活用して業務の効率化を行い、職員は人でなければ出来ない仕事に重点を置くことで、高い水準の行政サービスを維持することを目指します。

5. 取組事項

基本方針① 「市民サービスのデジタル化」

1 推進事項「スマート行政」

①-1-1	行政手続きのオンライン化	重点	部署	全部署
概要	<p>自治体DX推進計画の「特に国民の利便性向上に資する31手続き」(子育て関係, 介護関係, 被災者支援関係)のうち, 市区町村を対象とした27手続きについて, マイナポータル(ぴったりサービス)からマイナンバーカードを用いたオンライン手続きを優先的に可能にします。</p> <p>その他の手続きについてもぴったりサービスやいばらき電子申請・届出サービスを利用して, 積極的に市民サービスのデジタル化を進めます。</p> <p>【取組状況】</p> <p>①上記27手続きのうちオンライン化実施済 : 8手続き(令和4年6月末現在)</p> <p>②いばらき電子申請・届出サービス利用課等 : 20課(令和3年度)</p>			
目標	<p>①27 手続きのオンライン化について, ぴったりサービスと基幹システムの連携を目指します(令和4年度)。</p> <p>②利用課等 40 課を目指します(令和4年度)。</p> <p>①②行政手続きのオンライン化を推進し, 市民サービスの向上と職員の業務の効率化に繋がります。</p>			
工程表	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	<p>①27手続きのオンライン化実施</p> <p>①ぴったりサービスと基幹システム連携</p> <p>②利用課等の拡充</p>	①②対象手続きの拡充, 普及促進		

①-1-2	マイナンバーカードの普及促進	部署	市民課
概要	<p>国は, 令和4年度末にはほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指し, マイナンバーカードの普及を強力に推進しています。</p> <p>市民課での申請補助サービスや, 出先窓口や公共施設等での出張申請受付, 市報やウェブサイトでの積極的な広報を行うなど, マイナンバーカードの普及促進を図ります。</p> <p>【取組状況】</p> <p>・本市のマイナンバーカード交付率 : 42.0%(令和4年6月末現在)</p>		

目標	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの普及促進を図り, 国の目標でもあるほぼ全国民がマイナンバーカードを取得している状態を目指します。 ・マイナンバーカードの利用促進を図り, デジタル社会を推進します。 		
工程表	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	<p>普及促進(申請補助サービス, 出張申請受付, 広報, 申請済の未取得者への交付推進など)</p> <p>マイナポイントに伴う申請増加対応 → 今後の業務体制の検討(更新・再発行・紛失の連絡等の業務量増加のため)</p>		

①-1-3	BPR の取組の徹底	部署	人事課行政改革推進室
概要	<p>BPRの取組みを推進するとともに, 行政手続きのオンライン化を積極的に進めます。</p> <p>【取組状況】</p> <p>①押印の見直し(令和3年度)</p> <p>②全庁業務量調査(令和3年度)</p>		
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続きのオンライン化を含めた BPR 実施による市民サービスの向上を図ります。 ・令和7年度の情報システムの標準化・共通化に備え, BPRの取組を推進します。 ・職員自らでBPRを実施するための意識の醸造を図ります。 		
工程表	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	<p>②BPR 対象業務の選定, 業務プロセスの見直し・効率化の実施</p>		

①-1-4	キャッシュレス決済の普及促進	部署	料金徴収実施部署
概要	<p>市税等の納付書では, バーコードによるスマートフォン決済が可能となっています。また, 令和4年からは市役所の窓口や施設で一部の手数料・使用料の支払いについて, キャッシュレス決済を導入しました。引き続き市民サービスの向上や感染症対策のため, キャッシュレス決済の対象拡大や普及促進を図ります。</p> <p>【取組状況】</p> <p>①スマートフォンによる市税等の納付(令和2年4月～順次導入)</p> <p>②POSレジ導入によるキャッシュレス決済(令和4年3月～市民課窓口)</p> <p>③統一QRコード「JPQR」によるキャッシュレス決済(令和4年4月～8課13窓口)</p>		
目標	<p>①③キャッシュレス決済の普及促進を図ることにより, 住民サービスの向上や感染症対策, 業務の効率化を図ります。</p> <p>④地方税共通納税システムの対象税目を拡大し, 統一QRコードへ対応します(令和5年度)。</p>		

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
工程表	①③普及促進		
	④システム改修	④実施	

2 推進事項「ユーザー視点のデジタル化」

①-2-1	市公式ウェブサイトの充実	部署	全部署
概要	<p>探しているページにたどり着きやすく, ウェブアクセシビリティに優れたウェブサイト運営します。</p> <p>【取組状況】</p> <p>①市公式ウェブサイトリニューアル(令和4年2月)</p> <p>②特設サイトとして, 妊娠・子育て応援サイト(スマイル・スマイル)をリニューアルしたほか, 新たに移住・定住サイト(Love&Peace Hitachinaka Life)と市議会サイトを構築(令和4年2月)</p>		
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブアクセシビリティに配慮し, 利用者の目線に立ったウェブサイトを維持することで, 全ての人に分かりやすいウェブサイトを目指します。 ・情報の探しやすさと市の魅力発信の両立を意識したウェブサイトを目指します。 ・特設サイトにおいては, ターゲット層のニーズに合う効果的な情報発信を目指します。 ・Web におけるトレンドを踏まえながら, 年数を経ても陳腐化しないウェブサイトを目指します。 		
工程表	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	職員研修(CMS, ウェブアクセシビリティ)		
		イベントページやオープンデータの充実を検討	一部デザインリニューアルや機能追加等の検討

①-2-2	SNS 等を活用した情報発信の充実	部署	SNS 運用部署
概要	<p>利用者のニーズを踏まえながら、LINE や Twitter, YouTube, Instagram 等のソーシャルメディアを活用した情報発信をさらに強化するとともに、本市と直接つながる人を増やすため、友だちやフォロワー等の登録者数の拡大を目指します。</p> <p>【取組状況】</p> <p>・SNS 等アカウント数：11 課24アカウント（令和4年6月末現在）</p> <p>【LINE:1, Twitter:4, Facebook:5, Instagram:7, YouTube:4, ブログ:3】</p>		
目標	<p>・SNS の普及促進を図り、積極的且つ適切な運用を行っていきます。</p> <p>・LINE住民通報ツールの運用開始を目指します(令和4年度)。</p>		
工程表	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	<p>普及促進</p>		
	<p>LINE住民通報ツールの運用開始</p>		

①-2-3	防災分野におけるデジタル技術を活用した情報伝達	部署	生活安全課
概要	<p>ひたちなか安全・安心メールやSNSの活用など、多様な伝達手段を組み合わせ、適切かつ迅速な防災情報の提供を行います。</p> <p>【取組状況】</p> <p>①安全・安心メール, Twitter, LINE等の延べ登録者数：37,000 人(令和4年6月末現在)</p> <p>②安全・安心メール, Twitter, LINE等を一括で配信するワンオペレーションシステムを導入(令和3年度)</p> <p>③気象庁が発表する「震度3以上の地震情報」, 「津波情報」, 「気象警報」, 「台風情報」, 「指定河川洪水予報(那珂川)」等の即時配信を開始(令和3年度)</p>		
目標	<p>・安全・安心メール, Twitter, LINE 等のそれぞれのサービス登録者の合計延べ50,000 人超を目指します(令和6年度末)。</p>		
工程表	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	<p>普及促進, 防災情報伝達の多重化を促進</p>		

①-2-4	デジタルを活用したシティプロモーション	部署	企画調整課
概要	<p>東京圏及び近隣市在住のF1層・子育て世代を主な対象としたシティプロモーションを推進します。</p> <p>【取組状況】</p> <p>・YouTubeによるプロモーション動画広告や、リニューアルした市移住・定住サイトへのアクセスを促進するWeb広告などを展開</p>		
目標	<p>・F1層及び子育て世代をターゲットとしたプロモーション動画等を東京圏及び近隣市に向けて発信し、ひたちなか市での暮らしに対する認知度や理解度を向上させ、移住者の増加を図ります。</p>		
工程表	令和4年度	令和5年度	令和6年度

①-2-5	デジタルの力で子育てをサポート	部署	健康推進課 子ども政策課
概要	<p>(1)子育て支援アプリ</p> <p>妊娠期から子育て中の保護者を対象に、妊婦健診の記録や子どもの成長記録、予防接種スケジュール管理、市からの子育て情報をスマートフォンで取得できるアプリ「ひなっこ」を配信しています。</p> <p>【取組状況】</p> <p>・アプリ登録者数：延べ登録者は3,027人(令和4年5月末現在)</p> <p>(2)オンライン子育て相談</p> <p>子育て相談の選択肢を広げるため、Web 会議システム(Zoom)を活用し、オンラインでの子育て相談を行っています。</p> <p>オンラインでも相談できる環境が整っていることが何より重要であるため、市報やウェブサイト等で周知を図りながら、実績の有無にかかわらず継続して実施していきます。</p> <p>【取組状況】</p> <p>・オンライン相談数：2件(令和3年度)</p>		
目標	<p>(1)より使いやすいアプリにすることで市民サービスの向上を図ります。</p> <p>(2)オンラインで気軽に子育て相談ができる環境を継続して整備するとともに、オンライン相談の周知を図り、子育て支援の推進に寄与します。</p>		
工程表	令和4年度	令和5年度	令和6年度

①-2-6	デジタルの力で高齢者の安全・安心を守る		部署	高齢福祉課
概要	<p>(1)高齢者等位置探索器 徘徊行動のあるおおむね65歳以上の高齢者を在宅で介護している方を対象に、高齢者の行方が分からなくなった時に所在位置が探索できる GPS 機器を貸与しています。 【取組状況】 ・GPS 貸与数：15台(令和4年3月末現在)</p> <p>(2)緊急通報システム ひとり暮らしの高齢者等に対し、緊急時の対応と不安感の解消を図ることを目的として、警備会社や消防本部等の関係機関と連携しながら、緊急通報システムを貸与しています。 【取組状況】 ・緊急通報システム貸与数：285台(令和4年3月末現在)</p> <p>(3)ひたちなか市電子@連絡帳 医療と介護の両方を必要とする高齢者等が安心して在宅での生活を継続できるようにするため、医療や介護の専門職がセキュリティの担保されたクラウド上で「いつでも、どこでも、すぐにでも」対象者の情報共有ができるツールとして、ひたちなか市電子@連絡帳を運用しています。 【取組状況】 ・登録施設：214事業所，登録スタッフ：564人，支援対象者登録数：152人(令和4年3月末現在)</p>			
目標	<p>(1)在宅で介護している家族の負担の軽減，また，行方不明者数の減少につなげます。 (2)高齢化に伴い，今後さらに利用対象者は増加する見込みのため，普及啓発に努めることによって事業を広く周知し，必要としている高齢者が広く利用できるようにします。 (3)地域の医療介護関係者全体で，患者の状況の変化に応じた速やかな情報共有が図れるよう，登録率と利用率を向上させます。</p>			
工程表	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	(1)機器更新準備(ココセコム)	(1)新機器導入(ココセコム)	(1)普及促進	
	(2)より利用しやすい環境整備，普及促進			
	(3)導入支援，普及促進			

基本方針② 「地域のデジタル化」

1 推進事項「デジタルでつながるまち」

②-1-1	デジタルインフラの有効活用	部署	全部署 全関係者・団体
概要	<p>Society5.0 時代の持続可能な地域社会へ対応するため、光ファイバーの全国的な普及や 5G サービスの開始, IoT の実用化等のデジタルインフラ整備の進展を踏まえ、公共空間をはじめとした市内全域がデジタル化によるメリットを享受できるよう、有効な活用方法を検討します。</p> <p>【取組状況】 ・現在の主要キャリアの5Gエリアは、ソフトバンクは市内の5～6割, docomo は市内の2～3割となっています。</p>		
目標	・デジタルインフラを有効活用した取組の情報収集を行い、実施について検討します。		
工程表	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	活用事例の調査研究		

②-1-2	公共データの利用促進	部署	全部署
概要	<p>(1)オープンデータ 国が示す自治体向けのガイドライン・手引書・推奨データセット(基本編 14 種, 応用編 8 種)等に基づき、利用者ニーズに即したオープンデータ化を進めます。 また、民間事業者等によるアプリ開発, 行政機関自身によるデータ分析や政策立案等のデータ利活用を促進します。</p> <p>【取組状況】 ・統計ひたちなか, 字別人口, 年齢別人口を公開(令和4年6月末現在)。</p> <p>(2)公開用 GIS(いばらきデジタルまっぷ) 市が保有する行政情報の公開を推進します。</p> <p>【取組状況】 ・避難所, 公共施設, 医療機関を公開(令和4年6月末現在)。</p>		
目標	<p>(1)推奨データセットの基本編のデータ公開を目指します(令和4年度)。 (2)市が保有する行政情報の公開を推進します。</p>		

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
工程表	(1)基本編のデータ公開	(1)応用編のデータ公開を検討	
	(1)(2)公開データの拡充		

②-1-3	公共施設の Wi-Fi 環境の整備	部署	情報政策課 施設担当部署
概要	【公共施設への Wi-Fi の整備状況(一部整備を含む)】 ①JR 勝田駅(2階東西自由通路, 東口エスカレーター脇), ひたちなか海浜鉄道那珂湊駅(駅舎内)・阿字ヶ浦駅(駅舎内) ②ふぁみりこらぼ(全部屋) ③中央図書館2階閲覧室, 那珂湊図書館2階学習室, 佐野図書館1階参考図書室 ④ひたちなか市総合運動公園 総合体育館(B1トレーニング室) ⑤ワークプラザ勝田(大会議室, 研修室2, 研修室3, 中会議室, 小会議室) ⑥市毛ハーモニーセンター(全部屋)		
目標	・現在整備している Wi-Fi 環境を維持管理し, 市民や観光客の利便性向上を図ります。 ・5Gなどの先端通信技術の情報収集を行うとともに, その普及状況を踏まえて, 今後の在り方を検討します。		
工程表	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	Wi-Fi 整備のあり方について関係部署と協議		

②-1-4	施設のオンライン配信環境整備 【R4 新規】	部署	生涯学習課 スポーツ振興課 地域福祉課 商工振興課
概要	動画配信などのオンラインを活用した催事が開催できるよう, ネットワーク環境を整備します。 【整備する施設】 ・文化会館(大ホール, 小ホール), 総合体育館(メインアリーナ), ふれあい交流館(ホール), ワークプラザ勝田(多目的ホール)		
目標	・施設のオンライン配信環境整備を行います(令和4年度)。 ・主催者へビデオカメラ・プロジェクター等の機材の貸出を行います(令和5年度)。		
工程表	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	オンライン環境整備・実施	機材の貸出	継続

②-1-5	デジタル技術活用促進補助金【R4 新規】	部署	商工振興課
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び緊急時における事業継続のための対策として、新しい生活様式に対応したビジネス環境への移行やデジタル技術を活用した業務の効率化に取り組む市内の事業者を支援します。</p> <p>【支援内容】</p> <p>・本市の産業基盤の強化を図ることを目的として、テレワーク、オンライン商談等並びに業務の効率化に資するシステムの導入等を実施する市内の中小企業者等に対し、当該導入等に要する経費の一部について補助金を交付</p>		
目標	<p>・市内中小企業等のデジタル技術を活用した機器・システムの導入に対し補助を行い、新たなビジネス環境への対応や業務効率化を図る DX を促進します(令和4年度)。</p>		
工程表	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	補助実施		

2 推進事項「人にやさしいデジタル化」

②-2-1	デジタルデバイド対策	部署	情報政策課 女性生活課 高齢福祉課
概要	<p>デジタル活用への理解やスキルが十分でない高齢者等を支援するため、ITサポートセンターの運営やパソコン・スマートフォン講座を継続するとともに、サポートを必要とする方への支援内容の充実を図ります。</p> <p>また、携帯電話通信会社などの民間事業者が実施する「デジタル活用支援講習会」の開催を支援します。</p> <p>【取組状況】</p> <p>①ITサポートセンター利用者数：667人(令和3年度)</p> <p>②パソコン講座利用者数：77人(令和3年度)</p> <p>③スマートフォン講座利用者数：138人(令和3年度)</p> <p>④シニアのためのラインの使い方講座：19人(令和3年度)</p> <p>⑤民間事業者が行うデジタル活用支援講習会への広報等の協力(令和3年度)</p>		
目標	<p>①②③④IT サポートセンターの年間利用者数 1,000 人、パソコン講座受講者数 160 人(全コース満員)、スマートフォン講座 180 人(全コース満員)、ライン講座20人(定員)を目指し、利用促進を図ります(令和6年度末)。</p> <p>③高齢者大学や老人福祉センターにおいて、新たに「スマートフォンに関する講座」を開催します。(令和4年度)。</p> <p>⑤デジタル活用支援講習会の開催を支援します。</p>		

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
工程表	①②③④ITサポートセンターの運営, パソコン・スマートフォン・ライン講座の利用促進		
	③高齢者対象のスマートフォン講座を開催	③継続	
	⑤デジタル活用支援講習会への広報等の協力		

②-2-2	自治会活動 ICT 化推進の支援	部署	市民活動課
概要	<p>自治会が事務の効率化や感染症対策として実施する ICT 環境整備への補助や, 自治会向けのパソコン・スマートフォン講座を継続し, 自治会活動の ICT 活用・推進を支援します。</p> <p>【取組状況】</p> <p>①自治会活動 ICT 推進補助金の交付 : 26 自治会(令和3年度)</p> <p>②自治会向けパソコン・スマートフォン講座の開催 : パソコン講座:9回, スマホ講座:5回(令和3年度)</p> <p>③自治会連合会事務局(市)と単位自治会を繋ぐグループウェアの導入(令和3年度)</p>		
目標	<p>・自治会活動の ICT 化推進により, 事務の効率化や負担軽減を図り, 若年層の自治会活動参加を促進し, 持続可能な自治会運営を支援します。</p>		
工程表	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	補助金の交付等		
各自治会の実情に応じた支援策の検討・実施			

②-2-3	学校等における ICT 環境の整備と情報教育の充実	部署	学校管理課 指導課
概要	<p>GIGA スクール構想に基づく児童生徒1人1台のタブレット端末と学校の無線 LAN 環境整備が完了し, 令和 3 年度は大型提示装置や指導者用デジタル教科書を導入し学習環境のデジタル化を推進しました。</p> <p>さらなる ICT 教育環境の整備や, 教員の指導力向上のための研修を計画的に実施するなど, ICT を効果的に活用した学習活動の充実を図ります。</p> <p>【取組状況】</p> <p>①学校と保護者間での一斉連絡や相互連絡機能を備えたアプリ「Home & School」を導入(令和3年7月)</p> <p>②ICT 活用における教員の指導力の差を解消するため, 「ひたちなか市 StuDX 推進協議会」を立ち上げ, ICT を活用した指導力向上を図るため研修等を実施(令和4年4月)</p>		

目標	①②ICTを活用した教育を全ての児童生徒が平等に受けることのできる環境を整備します。 ②学校DX化に向けた取組を通して、学習教材等を校内だけでなく市内の教員で共有し、児童生徒の指導の個別化と学習の個性化に生かします。		
工程表	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	①継続		
	②取組の推進(市 StuDX 推進協議会, 市 ICT 専門研究員会, 市研究推進校)		

②-2-4	「やさしい日本語」による情報発信	部署	情報政策課 関係部署
概要	<p>AIによる自動変換ツールを活用し、市公式ウェブサイトやSNS等において「やさしい日本語」による情報発信を推進します。</p> <p>【取組状況】</p> <p>①市公式ウェブサイトリニューアル時に「やさしい日本語変換サービス」を導入(令和4年2月)</p> <p>②市民とのコミュニケーションや情報伝達に「やさしい日本語」を使用する場面が想定される部署にエディタのアカウントを配布(配布部署:市民活動課, 市民課, 幼児保育課, 健康推進課, 障害福祉課)</p>		
目標	・在留外国人をはじめ、子ども、高齢者、障がいのある方など全ての人に緊急災害情報をはじめとする行政情報をより分かりやすく伝えます。		
工程表	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	①職員への周知, 普及促進		
	②エディタアカウントの利用状況調査と活用方法の検討		
		②エディタアカウントの運用を検討	

基本方針③ 「行政のデジタル化」

1 推進事項「効率的・発展的な業務改革」

③-1-1	情報システムにおける標準化・共通化の推進	部署	情報政策課 関係部署
概要	<p>国が指定する基幹業務システム等について、国が整備したガバメントクラウド上の標準仕様書に準拠したシステムへ移行することにより、システム改修やセキュリティ対策への迅速な対応やコスト削減を図ります。</p> <p>【対象業務】 住民基本台帳, 戸籍, 戸籍の附票, 固定資産税, 個人住民税, 法人住民税, 軽自動車税, 印鑑登録, 選挙人名簿管理, 子ども・子育て支援, 就学, 児童手当, 児童扶養手当, 国民健康保険, 国民年金, 障害者福祉, 後期高齢者医療, 介護保険, 生活保護, 健康管理の 20 業務</p>		
目標	<p>・対象の情報システムについて標準準拠システムへ移行するとともに、ガバメントクラウドへの移行を完了します(令和7年度)。</p>		
工程表	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	<p>仕様の確認・システム修正</p> <p>業務の見直し</p>		

③-1-2	AI・RPA の利用促進	重点	部署 情報政策課 人事課行政改革推進室
概要	<p>国の「AI・RPA ガイドブック」等を参照しながら、対象業務を精査し、AI や RPA の導入・利用拡大を図ります。</p> <p>【取組状況】</p> <p>①AI ・外国語と日本語の自動翻訳を行うタブレットの導入(平成29年度) ・会議音声等の自動文字起こしを行う「議事録作成支援クラウドサービス」の導入(令和2年度) ・市ウェブサイトで使われる言葉を、分かりやすい言葉に自動変換する「やさしい日本語変換サービス」の導入(令和4年2月)</p> <p>②RPA ・保育料の還付業務で実証実験(令和2年度)</p>		
目標	<p>・AI-OCR・RPA の導入に向け、実証実験を実施します(令和4年度)。 ・AI・RPA 導入による職員のワークライフバランスの改善, 時間外勤務の削減を目指します。</p>		

工程表	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	導入対象業務の選定・効果の検証	対象業務に導入	普及拡大

③-1-3	テレワークの推進	部署	情報政策課 人事課行政改革推進室
概要	<p>災害発生時や感染症拡大時の業務継続, 多様で柔軟な働き方の実現のため, テレワークの環境整備や利用拡充をさらに推進します。</p> <p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク従事者数 : 延134人(令和3年度) ●従事した主な業務 会議等資料作成, 統計データの整理分析, データ入力, リモート研修の受講 など 		
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症流行時における業務実施体制の確保を目指します。 ・職員が働きやすい勤務環境を提供する目的での, さらなるテレワークの活用を目指します。 		
工程表	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	普及促進		


③-1-4	ペーパーレス化の推進	部署	全部署
概要	<p>省資源化や感染症対策のため, 電子化できる資料や会議等の検討や環境整備を図りながら, 庁内のペーパーレス化を推進します。</p> <p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペーパーレス会議システム及びタブレット端末の整備(令和3年度) 		
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内のペーパーレス化を進めることで, 省資源化や業務の効率化を図ります。 		
工程表	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	普及促進		

③-1-5	選挙事務のデジタル化		部署	総務課
概要	<p>投票所において、投票に来た選挙人が持参する投票所入場券のバーコードを読み取ることにより、選挙人名簿と照合することができる投票所受付システムを拡大整備します。また、選挙管理委員会事務局と各投票所を結ぶ連絡ツールとしてビジネスチャットを導入しています。</p> <p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期日前投票と8投票所に投票所受付システムを導入 ・ビジネスチャットの導入(令和3年10月) 			
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・全48投票所に選挙受付システムを整備し、人為ミスの防止や事務従事者の負担軽減、人件費等の選挙費用の軽減等を図ります。 			
工程表	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	投票受付システムを全投票所に導入		継続	

③-1-6	生活保護事務のデジタル化		部署	生活支援課
概要	<p>(1)生活保護における生活保護費支給事務の電子決裁と決定調書のペーパーレス化 電子決裁システムを導入し、ペーパーレス化を推進します。</p> <p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子決裁システムの導入(令和2年2月) <p>(2)生活保護における医療扶助のオンライン資格確認 生活保護の医療扶助について、マイナンバーカードを利用したオンライン資格確認を導入します。</p> <p>【期待される導入効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務コストの低減 ・より良い医療の提供:薬剤情報の閲覧, 健診情報のマイナンバーカードを利用したオンライン資格確認閲覧 ・信頼性の向上 			
目標	<p>(1)電子決裁やペーパーレス化を進めることで、省資源化を図るとともに業務を効率化し、生み出した時間を市民サービスの向上につなげます。</p> <p>(2)事務負担や経費を削減し、被保護者の健康管理と医療扶助費の適正化を図ります(令和5年度)。</p>			
工程表	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	(2)システム改修の検討, 被保護者へのマイナンバーカード取得促進		(1)継続	(2)導入

③-1-7	議会のデジタル化 【R4 新規】	部署	議会事務局
概要	議会 ICT 化の推進を図り、電子データによる議会資料や関係資料の共有、情報伝達・共有及びペーパーレス会議を実現するため、タブレット端末とペーパーレス会議システムを整備します。		
目標	<ul style="list-style-type: none"> 導入に向けた準備(タブレット端末の購入、ペーパーレス会議システム・ネットワーク環境・運用基準の整備、操作研修等)を行います(令和4年度)。 タブレット端末の利用を推進することで本会議・委員会等のペーパーレス化を実現し、会議運営の効率化や緊急時の情報伝達・共有及び省資源化を図ります。 		
工程表	令和4年度	令和5年度	令和6年度

③-1-8	学童クラブ運営のデジタル化	部署	青少年課
概要	<p>学童クラブ利用申込におけるデータ入力の効率化 学童クラブ運営のデジタル化を推進し、利用者の利便性向上や運営の効率化を図ります。</p> <p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度分の利用申込受付について、申込書(紙ベース)での申し込みに加え、いばらき電子申請・届出サービスでの受付を実施(令和3年度) 		
目標	<ul style="list-style-type: none"> ①学童クラブの利用申込データ(電子)について、学童クラブシステムへ一括で反映できるように、システムの改修を行います。また、手入力での処理を減らすため、AI-OCR の導入を検討します(令和4年度)。 ②長期休業期間中における学童クラブへの昼食の提供について、注文のとりまとめ、キャンセル対応や集金などの業務を効率化するため、システムを導入します(令和4年度)。 <p>①②デジタル化により利用者の利便性や事務の効率化を図り、生み出した時間を学童クラブ運営の充実につなげます。</p>		
工程表	令和4年度	令和5年度	令和6年度

③-1-9	下水道台帳等のデジタル化		部署	下水道課
概要	<p>下水道台帳等をデジタル化し、業務の効率化を図ります。</p> <p>【デジタル化した業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道管渠状況 ・下水道受益者負担金賦課状況 ・下水道全体計画区域等 			
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・地図データの Web 公開について、全庁的な検討を行います。 			
工程表	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
				

基本方針④ 「情報セキュリティ強靱化」

1 推進事項「物理的・技術的セキュリティ」

④-1-1	より強固な情報セキュリティシステムの構築			部署	情報政策課
概要	<p>行政手続きのオンライン化, テレワーク, クラウド化など新たな時代の要請を踏まえ, 業務の利便性・効率性と情報セキュリティを両立させるシステムの在り方を検討していくとともに, 業務端末における情報セキュリティを万全にします。</p> <p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内ネットワークをLGWAN接続系, インターネット接続系及び個人番号利用事務系の三系統に分離する「三層の対策」を実施(平成28年度) ・茨城県及び市町村が共同で構築・運用する自治体情報セキュリティクラウドを更改(令和3年度) 				
目標	・庁内の情報資産を様々な脅威から守るため, セキュリティ構築を強化するとともに, 業務の効率化を図ります。				
工程表	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	<p>庁内ネットワーク構成, セキュリティの見直し</p>	<p>業務端末を現在のLGWAN接続系からインターネット接続系へ移行</p> <p>外部監査の実施</p>			

2 推進事項「組織的・人的セキュリティ」

④-2-1	情報セキュリティポリシーの適時見直し	部署	情報政策課
概要	<p>急激に変化する情報セキュリティ環境に対応するため、総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和4年3月版)」に基づき、情報セキュリティポリシーの見直しを行います。</p> <p>また、研修等を通じて職員の情報セキュリティ意識のさらなる向上を図ります。</p> <p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひたちなか市情報セキュリティポリシーの改定(令和元年度) ・個人番号利用事務実施者を対象に、マイナンバー制度の制度面からeラーニングによるセキュリティ研修を毎年実施 		
目標	<p>・情報セキュリティポリシーが常に適切な状態を維持するとともに、セキュリティ研修を実施し、職員のセキュリティ意識の醸成を図ります。</p>		
工程表	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	情報セキュリティポリシーの改定	適時見直し	
	特定個人情報保護研修実施		

6. 用語解説

索引	用語	解説
5	5G	第5世代移動通信システム。超高速，超低遅延，多数同時接続を実現する。
A	AI	人工知能。「Artificial Intelligence」の略。コンピュータを使って，記憶・学習・推論・判断など人間の知能の働きを人工的に実現する技術。
A	AI-OCR	紙の書類をスキャナーなどで読み込み，書かれている文字を認識してデジタル化する技術であるOCR（Optical Character Reader）にAI（人工知能）を組み合わせることで，文字の認識精度を大きく向上させたもの。
B	BPR	業務改革。「Business Process Re-engineering」の略。既存の業務構造を抜本的に見直し，業務内容や業務プロセスを最適化する観点から再構築すること。
G	GIGA スクール構想	文部科学省が推進する，児童生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し，誰一人取り残すことなく，公正に個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想。
G	GIS	地理情報システム。「Geographic Information System」の略。コンピュータ上に地図情報や様々な付加情報を持たせ，作成・保存・利用・管理し，地理情報を参照できるように表示・検索機能を持ったシステム。
I	ICT	情報通信技術。「Information and Communications Technology」の略。情報・通信に関連する技術一般の総称。
I	IoT	モノのインターネット。「Internet of Things」の略。自動車，家電，ロボット，施設などあらゆるモノがインターネットにつながり，情報のやり取りをすること。
J	JPQR	一般社団法人キャッシュレス推進協議会により策定されたQRコード決済の統一規格。
P	POS レジ	商品を販売した際に生じる金銭のやり取り等の情報を，販売した時点で情報を記録・集計するシステムを完備したレジのこと。
R	RPA	ロボットによる業務の自動化。「Robotic Process Automation」の略。従来人間が実施してきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。
S	Society5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより，経済発展と社会的課題の解決を両立する，人間中心の社会（Society）のこと。
W	Wi-Fi	無線通信技術のひとつで，多くのデバイスが円滑に接続できるように設けられた統一規格。

い	いばらき電子申請・届出サービス	県及び県内市町村が整備したシステムで、住民票の写しなど各種証明書の交付申請や届出などが行える電子申請サービス。
う	ウェブアクセシビリティ	高齢者や障害者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること（利用のしやすさ、近づきやすさ、アクセスのしやすさ等が要件となる）。
お	オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有するデータのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に二次利用（加工、編集、再配布等）できるよう公開されたデータ。
か	ガバメントクラウド	政府共通のクラウドサービスの利用環境。
く	グループウェア	ネットワークを活用して情報共有やコミュニケーションなどを行い、業務効率を上げるツールの総称。
し	自治体情報セキュリティクラウド	都道府県と市区町村が Web サーバー等を集約し、監視及びログ分析・解析をはじめ、高度なセキュリティ対策を実施するもの。
し	シティプロモーション	まちの魅力を内外に発信するために自治体が行うプロモーションのこと。
し	情報セキュリティポリシー	企業や組織において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針。
す	推奨データセット	オープンデータの公開とその利活用を促進することを目的とし、政府として公開を推奨するデータと、そのデータの作成にあたり準拠すべきルールやフォーマット等を取りまとめたもの。
て	デジタル活用支援講習会	総務省の「デジタル活用支援推進事業」の助成を受けて、デジタル活用に関する支援を必要とする人に対して、デジタルを活用したサービスの利用方法に関する助言や相談、支援などを行う民間事業者等が実施する講習会。
て	デジタルデバインド	情報格差。インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる情報格差のこと。
て	テレワーク	デジタル技術を活用し、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方のことであり、働く場所によって、在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィス勤務などがある。
て	電子決裁	従来のような紙の申請書を用いる代わりに、電子文書を用いて決裁処理を行うこと。
ま	マイナポイント	マイナンバーカードを使って申し込むことで受け取れるポイント。申し込みにはキャッシュレス決済サービスが必要。
ま	マイナポータル（びったりサービス）	政府が運営する行政手続き・情報のオンラインサービス。マイナンバーカードを用いることで、子育てや介護をはじめとする行政手続のオンライン申請や、マイナンバーの付いた各自の情報をいつ、どことやりとりしたのか等の確認ができるサイト。

ひたちなか市デジタル化推進アクションプラン

【令和4年度～令和6年度】

令和4年7月

発行・編集

ひたちなか市 企画部 情報政策課

〒312-8501 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号

電話 029(273)0111(代表)

URL <https://www.city.hitachinaka.lg.jp/>

令和4年9月27日

ひたちなか市議会

議長 大谷 隆 殿

総務生活委員会

委員長 鈴木 道 生

閉会中の継続調査申出書（案）

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 件 名

- (1) 企画行政について
- (2) 行財政改革について
- (3) 税務行政について
- (4) 市民生活行政について